

経営計画 作成支援 セミナー

「小規模事業者持続化補助金」 申請書作成のポイント

講義内容

「経営計画の意義」どうして経営計画書が必要なのか？

1. 経営計画書はなぜ必要なのか？
2. 経営環境・トレンドの変化をつかむキーワード
3. 「小規模事業者持続化補助金」の解説
4. 経営計画書策定のポイント

小規模事業者持続化補助金は、中小企業庁の平成28年度補正予算事業です。この補助金は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。本セミナーは、補助金申請にあたり必要な経営計画書策定の支援事業として実施するものです。

■小規模事業者持続化補助金とは…

小規模事業者*が経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等の取り組みに対する補助金（補助率：2/3）制度です。上限50万円（①雇用の増加、②買い物弱者対策、③海外展開等の取り組みについては100万円）

計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます。小規模事業者が対象です。

《例えば・・・》

- ①広告宣伝：新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ②集客力を高めるための店舗改装：幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展：新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更：新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

*小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者（会社および個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

講師 井手 美由樹 氏

■プロフィール

株式会社 Ideal Works 代表取締役
中小企業診断士

靴小売チェーン店勤務を経て、平成9年、中小企業診断士登録を機に、経営コンサルタントとして独立。

ミラサボ登録専門家。

そのほか各地の商工団体などに専門家として登録。横浜市を拠点に創業支援、新規事業開発支援、企業再生支援、組織活性化等のコンサルティング、研修・セミナー講師、執筆活動を行う。



日時

平成28年12月7日(水)
13:30~16:30

場所

アスパム6階 岩木

参加料

1,000円(会員) 2,000円(非会員)

定員

40名 (定員を超えた場合のみ)
ご連絡いたします。

申込先

参加申込書にご記入の上、
FAX: 775-3567 にてお申込下さい。

問合先

青森商工会議所 経営相談課
TEL: 734-1311

経営計画作成支援セミナー・参加申込書

青森商工会議所 経営相談課 行 (FAX: 017-775-3567)

事業所名	TEL	
	FAX	
住所	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	
参加者名	参加者名	

ご記入いただいた個人情報は、本事業のほか当所からの連絡並びに情報提供に利用することがありますので、ご同意のうえお申込み下さい。